

第5次 上尾市総合計画

【基本構想】平成23～32年度

【前期基本計画】平成23～27年度



笑顔きらめく

“ほっと”なまち

あげお



上尾市



笑顔きらめく”ほっと”なまち あげお

の実現を目指して

上尾市は、昭和33年7月15日の市制施行以来、50余年の経過のなかで、田園都市から工業都市、そして住宅都市へとさまざまな変遷を経ながら、現在22万7千人を超える、埼玉の中堅都市へと発展してまいりました。

本市を取り巻く社会経済環境は、近年かつてないほど大きく変化しており、少子高齢社会・人口減少社会の進行、資源循環型社会への転換や地方分権の進展など、対応すべき課題が山積している状況であります。

私は、こうした不透明な社会経済環境においても、より多くの輝きと笑顔を生み出していくために、「こどもから おとしよりまで すべてに優しい 思いやりのある市政」を進めていくとともに、今後とも行政改革の流れを一段と加速させ、真に市民の皆さんにとって必要な行政施策を展開してまいります。

このたび策定しました第5次上尾市総合計画は、公募市民を含めた「あげお近未来☆市民会議」において、初期の段階から策定に加わっていただいたのをはじめ、市民意識調査や市民コメント、地域別説明会など、多くの市民の皆さんの意見を取り入れながら、策定いたしました。

この計画では、社会経済環境の大きな変化にあっても、計画に位置付けた各種施策を市民・事業者・行政が協働し、持続可能で前向きな姿勢を持って行動することで、対応すべき課題を解消していくとともに、より強い地域コミュニティを築いていき、この協働をひとつの柱とする基本理念のもとで、本計画に掲げている目指すべき将来都市像「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を実現してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、上尾市総合計画審議会委員、あげお近未来☆市民会議委員、素案に対し貴重な意見や提言をいただいた市民の皆さんをはじめとする関係各位の皆さんに、この場をお借りして心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に当たりましても、なお一層のご協力をお願いいたします。

平成23年3月

上尾市長 島 健

目 次

計画の構成・期間・趣旨	1
計画策定の背景と上尾市の課題	2
基本構想	4
まちづくりの基本理念	4
将来の目指す姿	5
まちづくりの基本方向	7
前期基本計画	12
施策の体系	12
まちづくりの基本方向ごとの施策内容と目標指標	13
計画推進に向けて	21

計画の構成・期間・趣旨

計画の構成

第5次上尾市総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画によって構成します。

基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの基本的な理念と目指す姿、方向性の大筋を示すもので、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を最終年度とする 10 か年構想です。

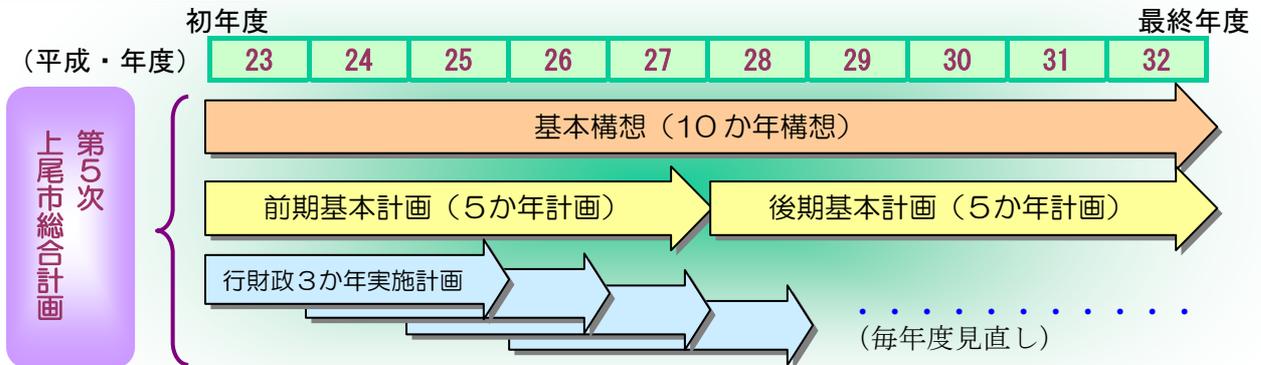
基本計画

基本計画は、基本構想に沿って市民・事業者・行政が進めるまちづくりの施策、行動内容を具体的、体系的に示すもので、基本構想期間の 10 年間で前期と後期に分けた 5 か年計画です。前期基本計画は基本構想と同時に策定します。

実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策のうち、本市が行う具体的事業の内容に財政状況を勘案して示すもので、計画期間を 3 か年とし、毎年度見直ししながら向こう 3 か年の計画を、「行財政 3 か年実施計画」として定めていきます。

計画の期間



計画の趣旨

「第5次上尾市総合計画」は、行政経営計画としてだけでなく、市民・事業者・行政が共有する協働によるまちづくりの行動計画として策定し、厳しい社会・経済環境の中でも、より多くの輝きを生み出すことができるよう活用していくものです。

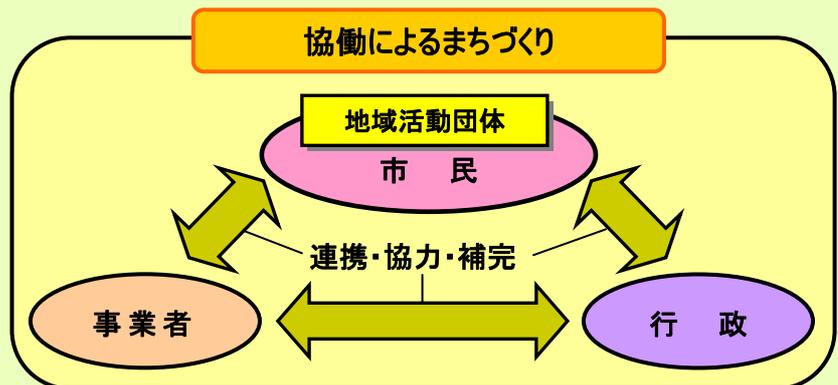
『協働』とは

まちづくりにおける『協働』は、「市民・事業者・行政が相互に理解・信頼しあい、目的を共有しながら連携・協力して地域の問題の解決を目指して知恵や力を発揮しあうこと」と説明されます。

現代の多様化、複雑化する社会的課題や市民のニーズに対して、行政だけで対応することには限界がきています。そこで、市民組織などと協働することで、それぞれの実情に合わせたきめ細かな解決策を見出していく必要性が生じてきました。

分権時代の市民が、地域の問題を自分たちで解決するという「自治」の力を高めていくためにも、市民と行政は互いに連携し、協力し、補完し合いながら、さまざまなまちづくりの課題を解決していけるよう取り組んでいくことが重要となります。

そこで、第5次上尾市総合計画では『協働』を、本計画の全体を貫く大きなテーマとし、基本理念(後述)の4つの柱のひとつとして掲げます。



計画策定の背景と上尾市の課題

上尾市の地域特性



本市の面積は 4,555ha で、海拔は約 17m の平坦な地形で起伏は少なく、その中を、鴨川、芝川などの河川も南へ向かって流れています。

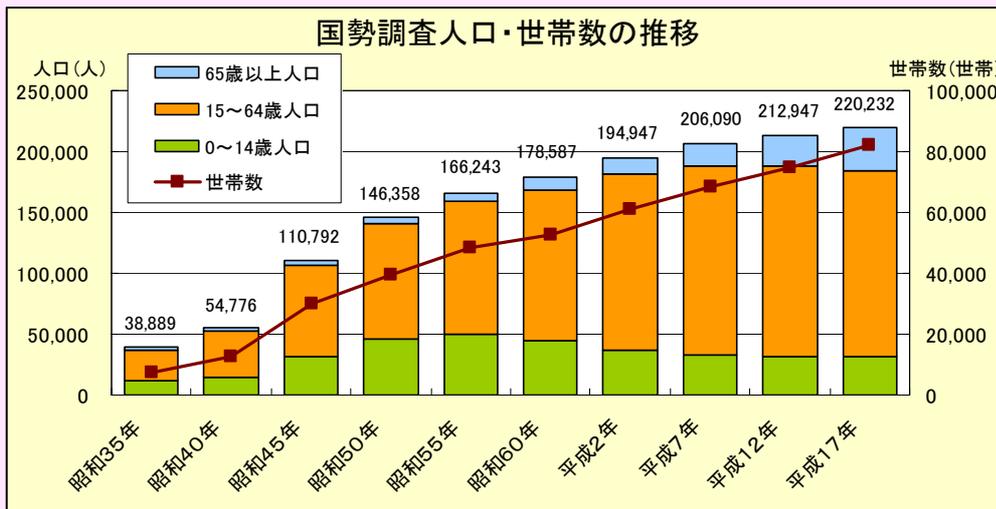
昭和 33 年 7 月 15 日の市制施行で上尾市が誕生し、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変貌、平成 20 年には市制施行 50 周年を迎えました。

平成 23 年 1 月現在の住民基本台帳による本市の人口は 227,000 人を超えています。また、同月の 65 歳以上高齢者の割合は約 20% を超え、上昇を続けています。

産業面では、製造業、卸・小売業、サービス業の比重が高く、工業都市と商業都市の性格を併せ持つと同時に、野菜を中心に都市近郊農業も営まれています。

土地利用は、JR 高崎線や国道 17 号を軸として東西方向に市街地が拡大し、その外側に農用地などが分布

する形態となつていますが、郊外の開発進展に伴い市街地での都市機能が拡散し、中心市街地の空洞化も懸念されています。



[資料：国勢調査]

市民の意識

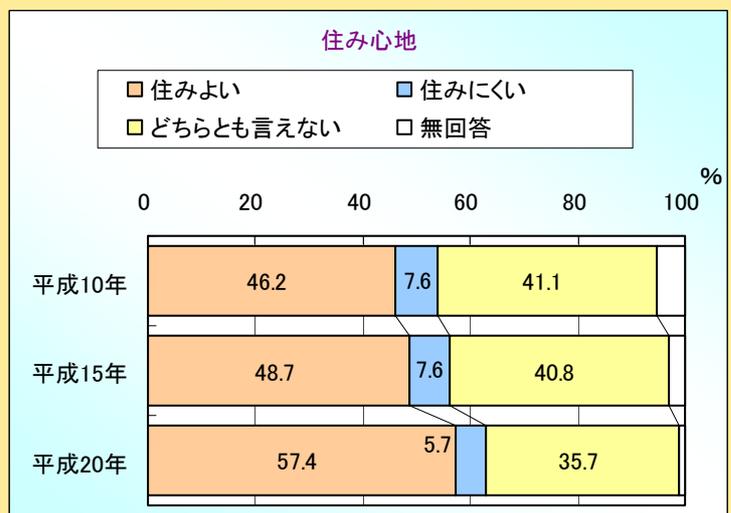
★市民意識調査から

調査対象：市に在住する18歳以上の市民3,000人を住民基本台帳から地区バランスを考慮して無作為に抽出

調査時期：平成20年12月

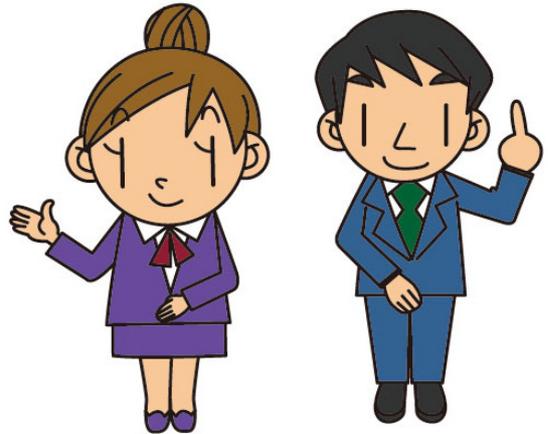
調査方法：郵送による配布と回収

回収状況：有効回収数1,571人
(有効回収率52.4%)



時代の潮流

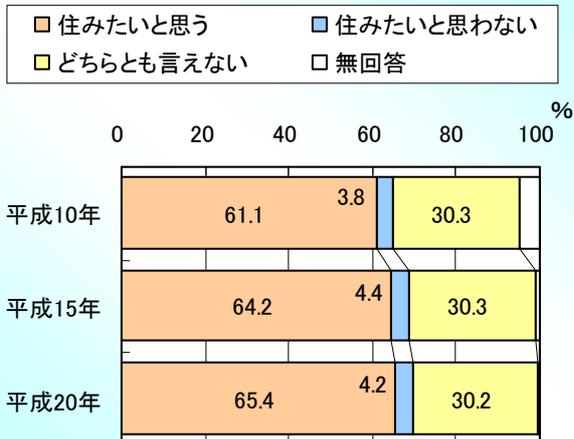
- 少子高齢化と人口減少社会の到来
- 環境負荷低減への世界的要請
- 都市構造の見直しへの要請
- 情報化の進展による社会経済の変容
- 激しい経済変動と地域社会への影響
- 財政の悪化と効率化への要請
- 地方分権・協働への大きな流れ



- ### 上尾市の基本的課題
- ① まちづくりへの市民力・協働力の向上
 - ② 安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり
 - ③ 後世に持続可能な循環型社会づくり
 - ④ 誰もが便利で秩序ある都市空間の形成
 - ⑤ 美しく心豊かな文化都市づくり
 - ⑥ 安全を確保する危機管理体制の強化
 - ⑦ 活力とにぎわいを生む地域経済力の育成
 - ⑧ 明日の時代の担い手育成・人づくり
 - ⑨ 時代に合わせた行財政運営の効率化
 - ⑩ 公共施設などの計画的な整備と維持管理

基本構想へ

上尾市への定住の意向



まちづくりの重点分野



まちづくりの基本理念

本市は、激しい社会経済環境の変化の中にあっても市民・事業者・行政が持続可能な前向きな姿勢を持って行動するものとし、まちづくりの基本理念を、次のように示します。

協働・自立・共生・独創



市民・事業者・行政が力を合わせ、人と人が助け合い、支え合って、より良い地域社会をつくる

協働



市民・事業者・行政が主体性を持って自律的に、責任を持って自らのまちを未来に引き継ぐ

自立

共生

さまざまな人々が交流しながら、環境とのかかわりを大切に、持続可能な循環型社会をつくる

独創

市民・事業者・行政は、歴史や伝統を踏まえ、新たな文化を築き、その個性と魅力を誇りとして、多くの人々をひきつける



将来の目指す姿

将来都市像

本市は、基本理念のもとで、市が抱える基本的課題を解決し、時代の変化に対応しながら、市民が満足できる都市の姿を形づくっていくこととし、10年後に目指す将来の都市の姿を、次のように示します。

笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお

市民一人ひとりが、心の豊かさを感じ、それが笑顔となって表れるまち。安心・安全で快適な環境のもとで、住んでいる人々が“ほっと”できるまち。さまざまなイベントなどにより、上尾市の魅力が発信され、経済活力も高まる活気あふれる“ホット(熱い)”なまち。



将来人口

まちづくりの基礎となる人口は、推計データをもとに、今後の施策展開による効果なども考慮したうえで、以下のように想定します。全国的に人口が減少に転じているのと同様、本市の人口も2015(平成27)年前後をピークに減少に転ずると想定されます。少子高齢化は今後も進み、出生児数も年々減少すると想定されます。

一方、1世帯当たりの人員(世帯の規模)が減り続けているため、人口が減少に転ずる中でも、世帯数はしばらく増加が続きます。

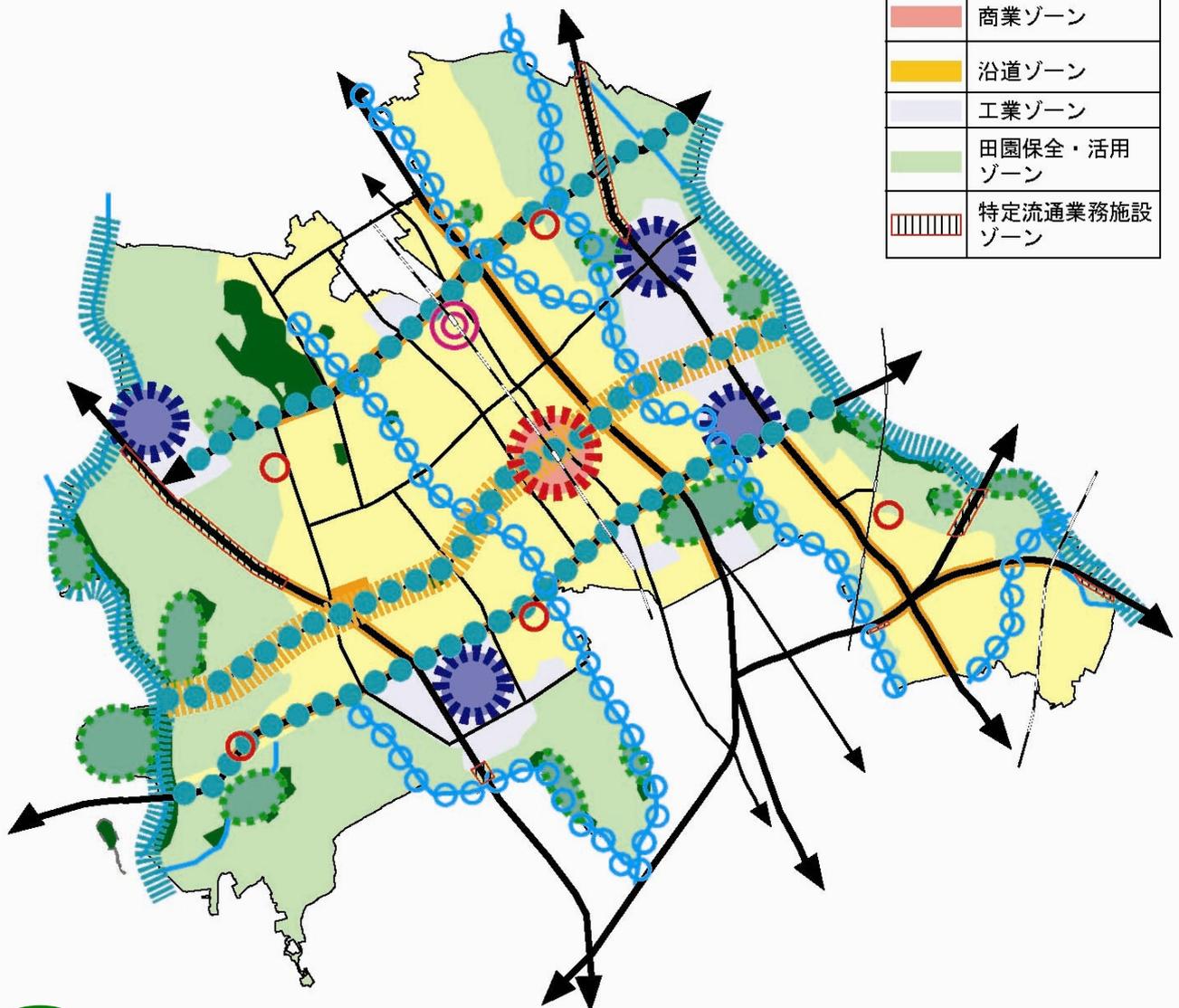
	人口 (人)	0~14歳 (人)	15~64歳 (人)	65歳以上 (人)	世帯数 (世帯)
2005(平成17)年	220,232	32,196	152,428	35,608	81,947
想 2015(平成27)年	227,500	29,200	139,500	58,800	94,000
定 2020(平成32)年	227,000	26,100	136,400	64,500	98,500

土地利用構想

本市の今後の土地利用は、各機能の効率的、集約的な配置により、市街地の拡大をできる限り抑制し、自然や田園環境を保全しながら調和のとれた都市空間の形成を目指します。

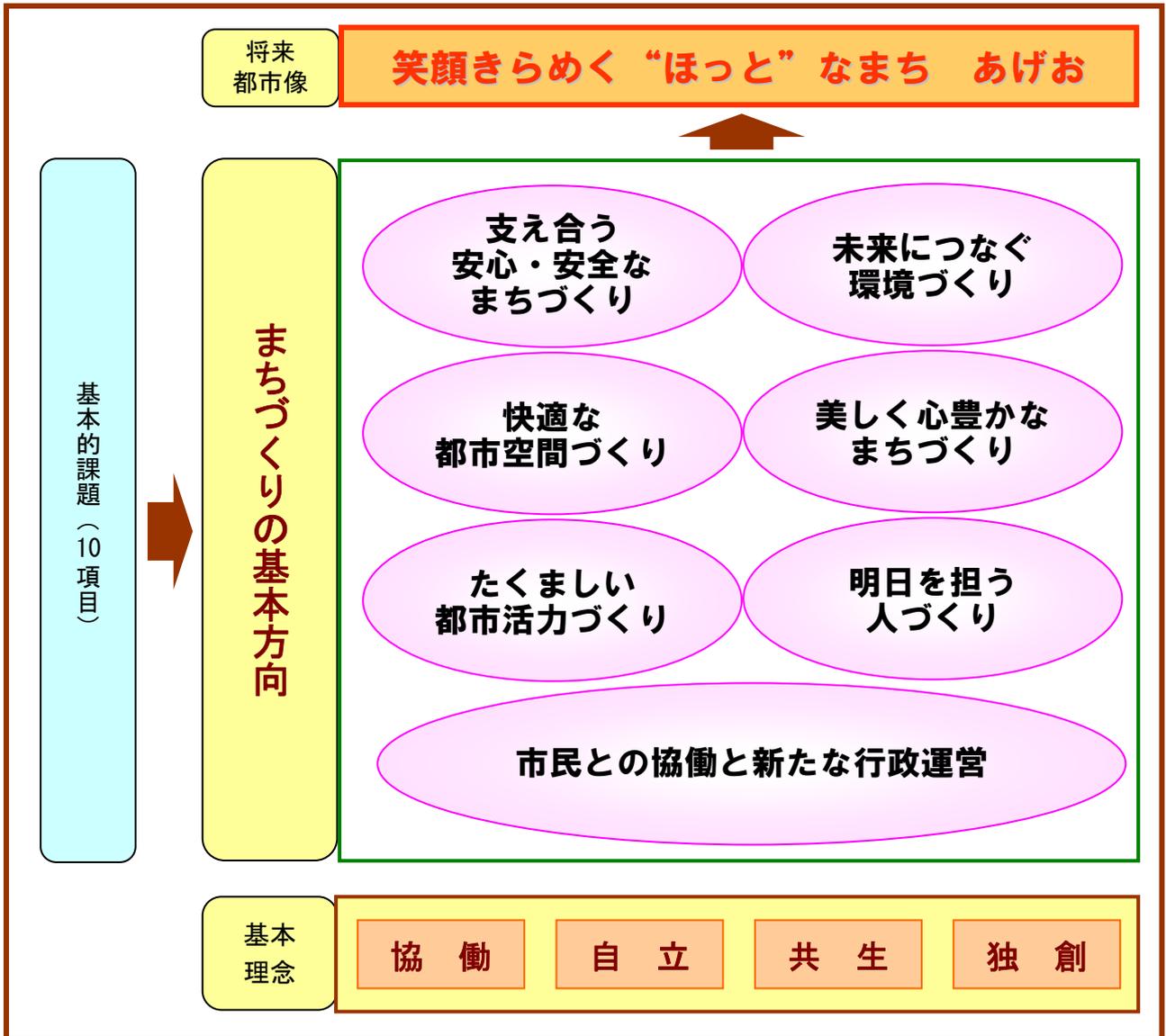


凡 例	
	中央拠点
	北部拠点
	地域拠点
	産業拠点
	緑の拠点
	都市と自然の回遊軸
	水と緑の帯
	水と緑の脈
	緑の脈
	主要幹線道路
	幹線道路
	住居ゾーン
	商業ゾーン
	沿道ゾーン
	工業ゾーン
	田園保全・活用ゾーン
	特定流通業務施設ゾーン



まちづくりの基本方向

本市の基本的課題を解決しながら、将来の目指す姿を実現するため、まちづくりの基本理念に沿って進める共通のまちづくりの基本方向を、次のように定めます。



1

支え合う安心・安全なまちづくり

地域社会の根幹として、一人ひとりの人権尊重への取り組みを継続的に行いながら、男女共同参画社会の仕組みづくりを着実に進めます。

少子高齢化時代にあっても、一人ひとりが安心して暮らし、活動できる地域社会を市民・事業者・行政と一緒に築きます。高齢者、障害者などへの福祉サービスの充実はもちろん、「自助」を補い地域で支え合える「共助」「公助」の仕組みを、本市の地域性に合わせた形でつくっていきます。同時に、個人の健康管理と地域ぐるみの健康づくりの実践を両立させ、疾病の予防や保健・医療の充実を進めます。

また、市民生活の安全確保のため、交通安全対策のほか、地震や風水害などの自然災害、火災、大規模な事故、犯罪、テロなどの危険に対して、その発生防止や発生時の被害を最小限にとどめるなど、危機管理体制の強化を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを積極的に進めます。



2

未来につなぐ環境づくり

身近な環境保全や地域でのリサイクル活動などの積み重ねによって、都市全体の環境負荷の低減に結びつけるとともに、新たなエネルギーの活用を検討しながら、環境と共生した将来に持続可能な資源循環型社会[※]の形成を目指し、地球環境の保護に貢献します。

生活の場から廃棄物を削減し適切に処理する仕組みの強化や、公共下水道整備などによる河川水質の維持改善、上水道の水質確保向上などに取り組みます。

また、環境への意識を一人ひとりが高め、環境に配慮した生活を実践していくことが重要で、そのための環境教育、啓発活動を推進しながら、環境美化活動やごみの減量化などの取り組みを拡大し、良好な都市の環境を未来につなげます。



[※]資源循環型社会：資源の循環的な利用を促進し、天然資源の消費を抑制することにより、廃棄物の発生が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

3 快適な都市空間づくり

人口の増加に伴い拡散してきた市街地の拡大を抑制し、豊かな自然環境や農地との調和を追求します。また、都市のゆとりや防災など、さまざまな面を持つ公園機能の充実を図りながら、秩序ある土地利用を誘導します。

市街地では、商工業や住宅、公共施設などの都市機能の集約的な配置を行いながら、特に上尾駅周辺を本市の中心市街地として活性化させるため、駅の再整備を契機とした機能

の集約・高度化、人が集まる魅力づくりに計画的に取り組みます。また、市内の各方面を結ぶ道路環境の充実、公共交通機能の強化を図るとともに、比較的平坦である地形を活用した自転車の利用環境向上によるサイクルシティの推進も含めた、人と環境にやさしい快適な都市空間の形成を目指します。さらには、秩序ある市街地形成を図るため、地域独自のルールづくりを、市民・事業者との協力のもとで、積極的に進めます。



4 美しく心豊かなまちづくり

都市の美しさを象徴する緑の保全、創出に向けて、協働による緑化推進や公共空間の緑の維持管理などに取り組みます。また自然環境を活かしながら、建築物や道路空間、公共施設におけるデザインの工夫や調和の追求による良好な都市景観の創造に努めます。

一方、都市の内面的な美しさ、豊かさを高めるため、文化財・伝統文化の保全・継承を推進し、文化・芸術や郷土の歴史に触れ、それを活かすことも含めた多様な文化を育てるとともに、いつでもどこでも学べ、市民

が自発的かつ主体的に参加できる生涯学習やスポーツ・レクリエーションを進めることで、ふるさととして豊かに楽しく暮らせるまちづくりを進めます。



5 たくましい都市活力づくり

これまで本市の経済を支えてきた商工業や農業などの産業活動を盛り立て、また、経済変動の波にのみ込まれない強い地域経済力をつけるため、内発的な産業振興、活性化の促進に取り組みます。特に、市内で中小企業が独自の知恵や力を発揮できる環境づくりや支援により、産業・業種の幅や裾野を広げていくことや、新たな産業用地、基盤の確保充実などを通じて、経済力全体の拡大を目指し、それらによる雇用創出、安定した雇用環境の確保につなげます。



農業では、大都市近郊の地理条件を活かした都市農業の展開を促進し、地産地消や上尾ブランドの創出も含め市民に身近な産業として育成するとともに、商業でも、市民ニーズを吸収できる魅力ある商店づくりなどにより、まちのにぎわい・活力を増進します。

これらの産業は、並列的に存在するだけでなく、農商工の連携、企業間の連携などによる融合を促進し、新たな価値を上尾から生み出せる土壌づくりを進めます。

6 明日を担う人づくり

次世代を育成するため、安心して子どもを産み育てられる社会づくりや、子どもたちが健全で伸び伸びと育ち個性や能力を高められる環境づくりに力を注ぎます。

子育てにかかる経済的・精神的負担を軽減し、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、多様なニーズに応える保育の充実、各種相談や支援の体制づくりを進め、出生率の維持向上につなげます。



学校教育においては、教育環境の向上とともに、子どもたちが「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」など、生きる力を身に付け、将来の社会を担う力を養えるよう、工夫を重ねます。また、社会全体で青少年を健全に育成できる環境や仕組みづくりを推進し、地域の子どもの地域で育むことにより、郷土愛に満ちた次世代の人づくりに取り組みます。

7

市民との協働と新たな行政運営

各分野にわたるまちづくりを進めるに当たり、その基本として、市民と行政との協働の仕組みを本市の地域性に見合ったものとして確立します。コミュニティの役割を見直し、市民活動団体などの力も育て、さまざまな交流を深めながら、各主体がともに連携し、協力し、補完し合うことにより、協働のまちづくりを定着させます。まちづくりにかかわる各主体が情報を共有し、相互の信頼関係を基に行動できるよう、広報・広聴の充実や行政情報・地域情報システムの活用を進めます。



行政においては、財政状況が厳しさを増す中で人口減少時代を迎えるに当たり、地域経営主体としての迅速な政策企画能力と体制、財政力の強化に向け、厳しい自己管理による健全な運営を進めます。また、施策や事業の企画立案及び実施に当たっては、それによる効果、成果を厳しくチェックし、見直し・改善を図ります。

公共施設や都市基盤施設については、老朽化による改修や建て替え、耐震化の対応を包括的かつ長期的な計画に基づき行っていきます。



前期基本計画

まちづくりの基本方向（施策の大項目）から施策の小項目までの関連性をわかりやすく示すため体系化しています。

施策の体系

まちづくりの基本方向 (施策の大項目)	施策の中項目	施策の小項目
1 支え合う安心・安全なまちづくり	[1] 人権の尊重	① 人権・男女共同・平和
	[2] 社会保障の充実	① 生活福祉 ② 高齢者福祉 ③ 障害者福祉 ④ 健康 ⑤ 社会保険
	[3] 暮らしの安心・安全確保	① 交通安全 ② 防災・国民保護 ③ 消防 ④ 防犯 ⑤ 消費生活
2 未来につながる環境づくり	[1] 持続可能な循環型社会の形成	① 低炭素社会 ② 資源循環 ③ 生活環境
	[2] 生活・雨水排水施設の整備と維持管理	① 生活排水 ② 雨水排水
	[3] 上水道の水質保全と安定供給	① 上水道
3 快適な都市空間づくり	[1] 都市基盤の整備	① 土地利用 ② 市街地形成 ③ 住環境
	[2] 交通環境の充実と維持管理	① 交通体系 ② 幹線道路・生活道路 ③ 公共輸送 ④ 自転車利用
4 美しく心豊かなまちづくり	[1] 景観形成とみどりの創出	① 景観・みどり・自然
	[2] 地域文化の継承と創造	① 文化・芸術活動 ② 文化財保護
	[3] 生涯学習の振興	① 生涯学習体制 ② 生涯学習活動
	[4] スポーツ・レクリエーション活動の充実	① スポーツ・レクリエーション活動
5 たくましい都市活力づくり	[1] 地域産業の活性化	① 農業 ② 商業 ③ 工業 ④ 観光
	[2] 労働環境の充実	① 勤労者・就労支援
6 明日を担う人づくり	[1] 児童福祉の充実	① 出産・子育て支援 ② 子育て環境
	[2] 学校教育の充実と青少年の育成	① 教育環境 ② 教育活動 ③ 青少年
7 市民との協働と新たな行政運営	[1] 市民参加と協働の推進	① 市民参加とコミュニティ形成 ② 協働 ③ 交流 ④ 情報共有
	[2] 新たな行財政運営	① 行政運営 ② 財政運営 ③ 公共施設 ④ 市民サービス

まちづくりの基本方向ごとの施策内容と目標指標

施策の小項目ごとに施策内容を示すとともに、前期基本計画の最終年度（平成 27 年度）までに達成すべき主ね施策を目標指標として掲げ、まちづくりの基本方向（施策の大項目）ごとに示しています。

1 支え合う安心・安全なまちづくり

施策の中項目	施策の小項目	施策内容
[1] 人権の尊重	①人権・男女共同・平和	1) 人権教育・人権啓発 2) 同和行政の推進 3) 相談支援の推進 4) 男女共同参画の意識向上とシステムづくり 5) 男女の自立を支援する環境づくり 6) 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり 7) 平和の啓発
[2] 社会保障の充実	①生活福祉	1) 低所得者及び離職者への支援 2) 生活保護受給者の就労支援 3) 生活保護受給者の債務整理の支援
	②高齢者福祉	1) 高齢者の生きがいづくり 2) 介護予防の推進 3) 高齢者の在宅生活支援 4) 高齢者の生活援護 5) 相談体制の充実
	③障害者福祉	1) 相互理解の推進 2) 療育体制の整備 3) 相談支援体制の充実 4) 地域生活の支援 5) 就労の支援
	④健康	1) 健康づくり活動の充実 2) 感染症等予防対策 3) 自殺予防対策 4) 地域医療の充実
	⑤社会保険	1) 介護保険サービスの充実 2) 国民年金制度の円滑運営 3) 国民健康保険の円滑運営 4) 後期高齢者医療制度 [※] への対応
[3] 暮らしの安心・安全確保	①交通安全	1) 交通環境の整備・充実 2) 交通安全思想の普及
	②防災・国民保護	1) 災害に強いまちづくりの推進 2) 防災体制の整備 3) 防災情報の収集と伝達 4) 自主防災組織の育成、強化 5) 市民の防災能力の向上 6) 国民保護実施体制の整備
	③消防	1) 消防署所・施設等の整備 2) 消防業務・活動の円滑化 3) 救急業務の充実 4) 予防行政の推進 5) 人材の育成、能力の向上 6) 消防団・自警消防団の活性化
	④防犯	1) 防犯意識の高揚 2) 自主防犯ボランティア [※] の育成・支援 3) 防犯体制の整備 4) 効率的な防犯・犯罪情報の提供
	⑤消費生活	1) 消費者保護 2) 消費者団体支援 3) 情報提供・意識啓発

※後期高齢者医療制度：75歳以上の後期高齢者と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある人を対象とする医療保険制度で、平成20年4月1日から施行された。現在国では制度廃止に向けた検討が行われている。

※自主防犯ボランティア団体：自主的に防犯活動を行う団体。児童生徒の登下校時の見守りやパトロール、学校等と連携した防犯教室の実施、地域安全マップづくりの活動などに取り組んでいる。

1

支え合う安心・安全なまちづくり



アッピー元気体操



上尾市消費生活センター



消防団による一斉放水訓練

目標指標

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27年度)	備考
[1]人権の尊重	あげおヒューマンライツミーティング21の参加者数	480人	520人	
	人権教育集会所事業の参加者数	383人	400人	
	審議会などの女性の登用率	24.6%	32.0%	
[2]社会保障の充実	就労支援プログラム参加者自立率	50.0%	60.0%	IS09001 目標値
	国民健康保険特定健康診査受診率	36.1%	65.0%	
	胃がん検診受診率	3.9%	6.6%	
	肺がん・結核検診率	3.3%	7.0%	
[3]暮らしの安心・安全確保	交通事故件数	4,738件	4,100件	人身・物損件数の合計
	自主防災組織率	99.1%	100.0%	
	防火地域及び準防火地域指定面積	58.9ha	2,521.0ha	
	住宅の耐震化率	69.0%	90.0%	
	消防車両数(消防庁告示)	25台	27台	指揮車・救急車は各1台不足
	消防団員数(定数)	141人	150人	定数163人
	自主防犯ボランティア団体 [※] 数	100団体	140団体	全事務区+α
市内刑法犯認知件数 [※]	3,251件	2,800件		

※自主防犯ボランティア団体：自主的に防犯活動を行う団体。児童生徒の登下校時の見守りやパトロール、学校等と連携した防犯教室の実施、地域安全マップづくりの活動などに取り組んでいる。

※刑法犯認知件数：刑法犯とは、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る罪を除く）を犯した者で、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯などが該当する。認知件数は、警察において発生を認知した事件の数である。

2

未来につなぐ環境づくり

施策の中項目	施策の小項目	施策内容
[1] 持続可能な循環型社会の形成	① 低炭素社会	1) 環境に関する生涯学習の推進 2) 率先的な環境配慮活動 3) 新たなエネルギーの導入 4) 環境配慮意識の啓発 5) 環境に関する情報の発信 6) 環境保全活動の支援と参加促進
	② 資源循環	1) ごみの発生抑制・3R* 2) ごみの適正な収集・処理 3) 廃棄物処理施設の維持・整備 4) リサイクルシステムの確立 5) 環境美化の推進
	③ 生活環境	1) 環境保全対策 2) 生活環境対策 3) 新たな環境問題の未然防止 4) 路上喫煙防止の推進 5) 環境情報の収集・提供 6) 地上デジタル放送の受信障害世帯の解消
[2] 生活・雨水排水施設の整備と維持管理	① 生活排水	1) 生活排水の適正処理 2) 公共下水道の整備 3) 合流式下水道*の改善 4) 水洗化の促進 5) 下水道施設の維持管理
	② 雨水排水	1) 総合治水基本計画策定 2) 河川の整備 3) 都市下水路の整備 4) 雨水の保全対策 5) 雨水排水施設の維持管理
[3] 上水道の水質保全と安定供給	① 上水道	1) 上水道施設の維持・整備 2) いつでも使える水道の確保 3) 安心・安全な水質の確保 4) 収益性の向上 5) 健全な水道事業運営

目標指標

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27年度)	備考
[1] 持続可能な循環型社会の形成	温室効果ガス総排出量	14,363,742 kg-CO2	13,501,917 kg-CO2	電気使用量、燃料使用量などからの温出効果ガス排出量を6%削減
	ごみ排出量(可燃物)	62,167 t	61,681 t	
	一人1日当たりのごみ排出量	832 g	815 g	
	ごみの資源化率	16.8%	22.3%	
[2] 生活・雨水排水施設の整備と維持管理	公共下水道普及率	74.0%	80.0%	
	合流式下水道*改善率	30.8%	100.0%	
	雨水貯留タンク設置件数	25件	340件	
	準用河川整備率	71.0%	83.7%	
[3] 上水道の水質保全と安定供給	有収率*	93.3%	94.4%	
	水道管路耐震化率	19.0%	27.0%	

※3R：自主的に防犯活動を行う団体。Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもので、循環型社会形成のキーワードとして使われる。

※合流式下水道：汚水と雨水を同一の管きょを用いて排除する下水道システムで、早くから下水道事業に取り組んだ大都市を中心に採用されている。

※有収率：浄水場から送り出した水量に対し、水道料金の対象になった水量の割合。

3

快適な都市空間づくり

施策の中項目	施策の小項目	施策内容
[1] 都市基盤の整備	① 土地利用	1) 市街地の拡大抑制 3) 用途地域 [※] 等の見直し 5) 大規模道路周辺の土地利用 2) 市街化調整区域の土地利用の検討 4) 中央・北部及び地域拠点の整備充実
	② 市街地形成	1) 市街地整備事業の推進 3) 中心市街地の整備 2) 都市基盤整備水準の向上
	③ 住環境	1) 地区整備のルールづくり 3) 公園の適正な管理 2) 大規模団地の高齢化対策
[2] 交通環境の充実と維持管理	① 交通体系	1) 長期未整備都市計画道路 [※] の見直し 2) 総合交通計画の策定
	② 幹線道路・生活道路	1) 国・県道の整備促進 3) 生活道路の整備推進 5) 快適な道路環境の維持・修繕 2) 都市計画道路 [※] の整備推進 4) 道路の質の向上 6) 維持管理システムの一元化
	③ 公共輸送	1) 鉄道輸送力の向上促進 3) バス輸送の充実 2) 駅の利便性の向上
	④ 自転車利用	1) 自転車のまち あげおの実現 2) 自転車駐車場の整備・充実

市内循環バス「ぐるっとくん」



第二産業道路



目標指標

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27年度)	備考
[1] 都市基盤の整備	土地区画整理事業 [※] 進ちょく率	91.3%	96.0%	完了済含む
	街づくり協議会設立認定件数	2 か所	12 か所	
	地区計画 [※] 策定箇所数	19 か所	29 か所	
[2] 交通環境の充実と維持管理	都市計画道路 [※] 整備率	60.4%	65.0%	
	自転車走行環境整備延長	5.2 km	10.0 km	

※用途地域：都市計画法に基づく地域地区のうち最も基礎的なもので、住居、商業、工業などを適正に配置し機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどを規制・誘導し、都市全体の土地利用の基本的な枠組みの設定、計画的な街づくりに大きな役割を果たす。

※都市計画道路：都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する道路のことで、都市計画法に基づきルートや道路幅員が決められている。

※土地区画整理事業：土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。

※地区計画：地区の特性に応じた街づくりを進めるため、道路等の公共施設の配置や建築物などに関する制限について、その地区の実情に応じた規制のルールを都市計画に定める制度。

4

美しく心豊かなまちづくり

施策の中項目	施策の小項目	施策内容
[1] 景観形成とみどりの創出	① 景観・みどり・自然	1) 良好な市街地景観の保全及び形成 2) 骨格となる緑づくり 3) 地区の拠点となる緑づくり 4) 身近な緑づくり 5) 緑を守り育てる仕組みづくり 6) 緑の意識啓発
[2] 地域文化の継承と創造	① 文化・芸術活動	1) 文化・芸術活動の支援 2) 新たな文化・芸術の創造活動支援 3) 文化・芸術施設の整備充実
	② 文化財保護	1) 文化財の指定・登録 2) 埋蔵文化財の保護 3) 無形民俗文化財の継承支援 4) 歴史資料の収集 5) 文化財・歴史資料の活用 6) 文化財保存・管理施設の整備
[3] 生涯学習の振興	① 生涯学習体制	1) 生涯学習振興基本計画の評価 2) 生涯学習・社会教育活動の支援 3) 生涯学習活動施設の整備・充実 4) 図書館施設の整備充実
	② 生涯学習活動	1) 公民館事業の充実 2) 家庭教育推進事業の実施 3) 市民や各種団体との連携 4) 成人式の実施 5) 図書館資料の整備・充実 6) 図書館サービスの充実
[4] スポーツ・レクリエーション活動の充実	① スポーツ・レクリエーション活動	1) スポーツ施設の整備・充実 2) スポーツ・レクリエーション事業の充実 3) スポーツ指導者の育成 4) スポーツ・レクリエーション活動の支援

上尾丸山公園



公民館での夏休み親子料理教室



目標指標

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27年度)	備考
[1] 景観形成とみどりの創出	緑地率	29.0%	29.0%	新たな緑の保全・創出により緑を維持していく
[2] 地域文化の継承と創造	市民ギャラリー利用率	100.0%	100.0%	
	指定・登録文化財件数	114件	124件	
[3] 生涯学習の振興	あげお市政出前講座参加者数	12,229人	13,000人	
	公民館事業参加者数	22,134人	23,000人	
[4] スポーツ・レクリエーション活動の充実	上尾シティマラソン参加者数	8,951人	10,000人	
	体育協会加盟団体人数	19,229人	20,500人	

5

たくましい都市活力づくり

施策の中項目	施策の小項目	施策内容
[1] 地域産業の活性化	① 農業	1) 農業基盤の確立 2) 農業経営の強化 3) 農業担い手の育成・支援 4) 都市農業の推進 5) 農業体験・交流の促進
	② 商業	1) 商業の振興 2) リーダー・後継者の育成 3) 商業環境の整備 4) 中心市街地商業の活性化
	③ 工業	1) 農業工業の振興 2) リーダー・後継者の育成 3) 工業環境改善の促進 4) 企業交流・連携の促進
	④ 観光	1) 観光振興体制の強化 2) 広域的な観光連携 3) 観光資源の活用 4) 祭りやイベントの活性化
[2] 労働環境の充実	① 勤労者・就労支援	1) 勤労者福祉の向上 2) 就労支援の充実 3) 能力開発支援



市内の農産物



市内の商店街



あげお花火大会

目標指標

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
[1] 地域産業の活性化	認定農業者数	35 戸	40 戸	
	利用権設定面積 (農地)	58ha	75ha	認定農業者などにより拡大する農用地
	年間商品販売額	5,546 億円	5,823 億円	商業統計調査
	年間製造品出荷額	5,330 億円	5,596 億円	工業統計調査
	観光ボランティア登録人数	18 人	30 人	
	インターンシップ※参加人数	45 人	70 人	

※インターンシップ：学生がインターン（実習生）として在学中に一定期間、企業で自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度（Internship）で、学校と企業（非営利団体を含む）との連携によって行われる。

6

明日を担う人づくり

施策の中項目	施策の小項目	施策内容
[1] 児童福祉の充実	① 出産・子育て支援	1) 子育て支援体制の充実 2) 出産・子育ての情報提供や相談・支援の充実 3) 保育事業の充実 4) 児童の健全育成への取り組み 5) 子育て家庭への負担軽減支援の充実 6) ひとり親家庭の支援体制の充実
	② 子育て環境	1) 保育施設等の整備 2) 地域での子育て支援拠点等の整備 3) 学童の保育施設等の整備
[2] 学校教育の充実と青少年の育成	① 教育環境	1) 特色ある学校づくりの推進 2) 通学区域の整備 3) 安心・安全な教育環境の整備 4) 学校安全活動の充実 5) 教育相談の充実 6) 教職員の資質向上と充実 7) 就学支援の充実
	② 教育活動	1) 幼児教育の推進 2) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成 3) 人権教育の推進 4) 進路指導・キャリア教育の充実 5) 食育の充実 6) 特別支援教育の推進 7) 生徒指導の充実
	③ 青少年	1) 団体等への支援 2) 自主活動の促進 3) 施設運営の充実 4) 育成体制の充実 5) 非行防止活動の推進



こども医療費の助成



児童館アップीलランド

目標指標

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27年度)	備考
[1] 児童福祉の充実	病児・病後児保育所数	3 か所	4 か所	
	延長保育所数	22 か所	32 か所	
	認可保育所数	27 か所	32 か所	
	学童保育所の待機児童数	0 人	0 人	待機児童 0 を維持する
[2] 学校教育の充実と青少年の育成	学校施設の耐震化率	59.0%	100.0%	
	学校安全パトロール回数(1 か月 1 台平均)	17.5 回	20 回	
	学校普通教室の校内LAN整備率	0.0%	100.0%	
	特別支援教育支援員配置校数	10 校	33 校	
	上尾市学力目標値(小・中学校)	(小) 52.2 (中) 51.0	(小) 50 以上 (中) 50 以上	全国平均 50
	小型児童館の整備数	0 館	2 館	

7

市民との協働と新たな行政運営

施策の中項目	施策の小項目	施策内容
[1] 市民参加と協働の推進	①市民参加とコミュニティ形成	1) 市民参加の推進 2) 市民活動への参加促進 3) コミュニティ活動の推進
	②協働	1) 協働のまちづくりに向けた仕組みづくり 2) まちづくり団体への支援 3) 協働の分野の拡大
	③交流	1) 多世代、地域間の交流 2) 国際交流と国際教育 3) 多文化共生*に向けた支援
	④情報共有	1) 情報発信力の強化 2) 市民ニーズの的確な把握 3) 新たな情報共有体制の整備
[2] 新たな行財政運営	①行政運営	1) 行政改革の推進 2) 行政評価の充実 3) 民間活力の導入 4) 適正な人事・組織管理 5) 市内部でのさらなる ICT 利活用 6) 自主性のある行政運営 7) 広域行政の推進
	②財政運営	1) 予算配分の重点化・効率化 2) 歳入の確保 3) 事業見直しやコスト管理 4) 公債費・特別会計の適正化 5) 財政運営状況の情報開示
	③公共施設	1) 公共施設の総合的管理の仕組みづくり 2) 公共施設の耐震化の推進 3) 公共施設の適正な配置と整備
	④市民サービス	1) 市民サービスの充実と効率化 2) 相談窓口の充実

目標指標

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
[1] 市民参加と協働の推進	市民活動支援センター*登録団体数	15 団体	50 団体	
	ボランティアセンター登録グループ数	37 団体	42 団体	
	市ホームページアクセス数	527,948 件	702,000 件	トップページアクセス件数
[2] 新たな行財政運営	行政改革の目標値の達成率	—	80.0%	平成 23 年度より第 7 次行政改革実施計画開始
	都市間連携の実績数(延べ)	8 市町村	10 市町村	
	市債残高	879 億円	860 億円	一般・下水・水道会計
	市有建築物の耐震化率	58.9%	100.0%	市で所有管理する 200㎡以上の建築物を対象
	市民満足度の割合(回答者の平均)	95.0%	95.0%	現況水準を維持する
	電子入札*率(建設工事)	—	100.0%	平成 23 年度より電子入札を導入

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※市民活動支援センター：社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を支援、促進を図ることを目的に、平成 22 年 5 月に上尾駅東口プラザ館 3 階に開所。

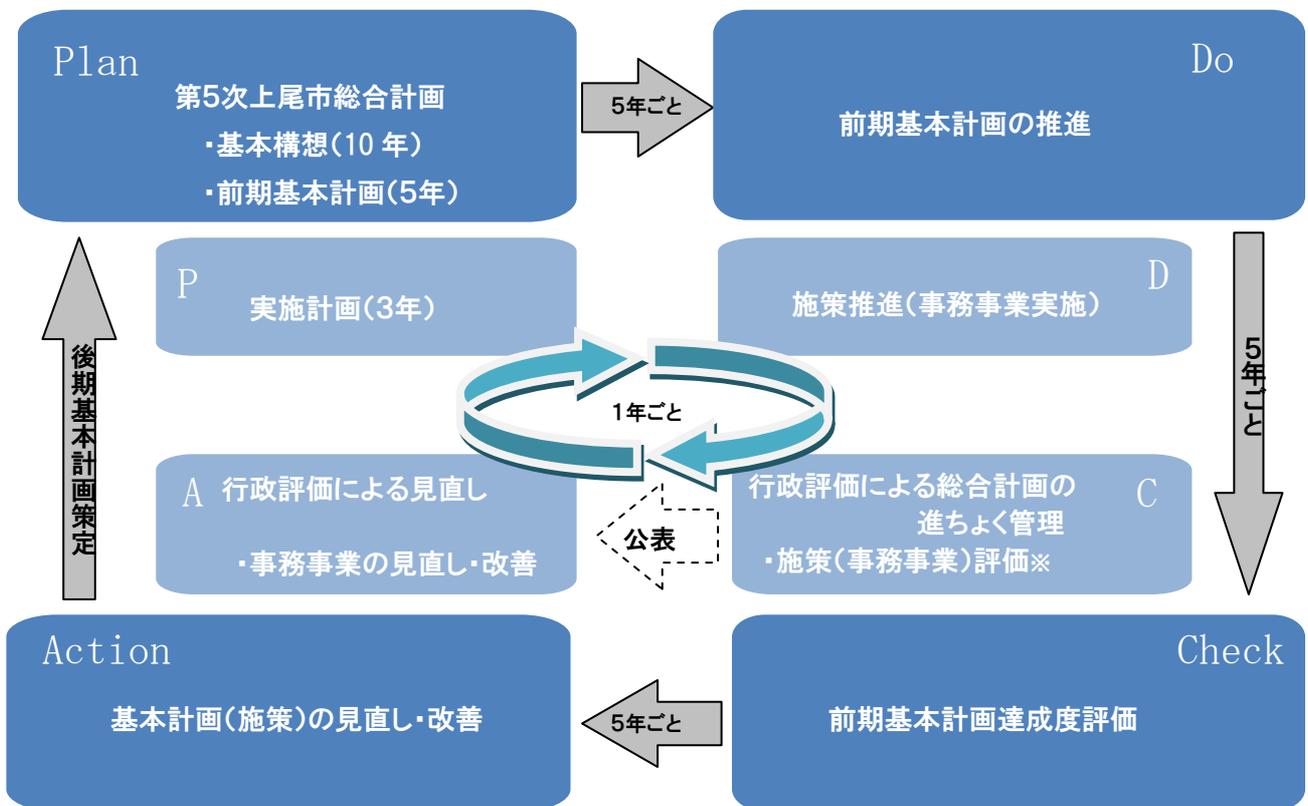
※電子入札：官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をこのネットワーク経由で行う方法。

■ 計画推進に向けて

総合計画の進捗よくに当たっては、市民への説明責任が果たせるよう計画の進捗よく状況を明らかにしていく必要があります。

本計画では、まちづくりの基本方向ごとに施策の目標指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、進捗よく管理するとともに、平成28年度からの後期基本計画策定の際の基礎資料として活用してまいります。

進行管理に当たっては、PDCA サイクルによる計画策定(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)による、継続的な仕組みにより進めてまいります。





第5次上尾市総合計画ダイジェスト版

発行 上尾市 企画財政部 総合政策課
TEL (048) 775-3963 (直通)
FAX (048) 776-8873
e-mail : s50700@city.ageo.lg.jp

※計画の全編は、上尾市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.ageo.lg.jp/>